

千葉県耐震シェルター設置費補助事業の実施に係る取扱要領

千葉県耐震シェルター設置費補助事業要綱（以下「事業要綱」という。）第9条及び、千葉県耐震シェルター設置費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第19条の規定に基づき、補助金の交付に関し必要な事項を、次のとおり定める。

1 補助予定件数等の周知

市長は、千葉県耐震シェルター設置費補助事業に係る当該年度の予算が確保されたとき、速やかに、次の事項等を公表し、市民に周知するものとする。

- (1) 補助予定件数
- (2) 交付申請の受付期間
- (3) 募集方法
- (4) 交付申請額が予算額に達した場合の取扱い

2 受付期間

交付申請の受付期間は、次の事項を勘案して決定するものとする。

- (1) 補助事業者が交付申請するために必要である十分な期間が確保できること。
- (2) 補助事業者への補助金支出に係る手続きが年度内に完了すること。

3 受付方法

受付方法は、申請見込件数や予算などを勘案して、(1)又は(2)のどちらかを選択するものとする。

- (1) 先着順にて受け付ける。
- (2) 受付期間内の申請件数が募集件数を超えた場合、公開抽選により決定するものとする。公開抽選を実施し、補助事業の対象者を決定したときは、千葉県耐震シェルター設置費補助事業抽選結果通知書（様式第15号）により抽選結果を通知するものとする。申請件数が募集件数以内であったときは、申請を行ったすべての者を補助事業の対象者とし、それ以降の申請については先着順にて受け付ける。

4 交付申請の受付

- (1) 交付申請の受付は、申請の順に受理する。
- (2) 交付申請の受付は、交付決定額が予算枠に達した時点で終了する。

5 定義

- (1) 補助対象住宅（事業要綱第2条第6号オ）

「市長が認める場合」とは、所有者の親族が居住しかつ所有者に賃貸利益の発生しない場合をいう。

(2) 補助対象住宅（事業要綱第2条第6号ウ）

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき、指定された区域に建築されていないもの」については、建築基準法施行令第80条の3に適合している場合限り、この限りではない。

(3) 補助事業者（事業要綱第2条第11号）

「補助金の交付を受けることが困難であると、市長が認める場合」とは、申請者が遠方に居住している又は病気若しくは介護等の理由により、手続きを行うことができないことをいう。

6 設置費の取扱い（交付要綱第3条）

補助対象経費は、耐震シェルターの購入費及び設置に係る工事費とする。

(1) 工事費に該当する経費

ア 直接工事費

(ア) 解体工事費（耐震シェルターの設置を行うために既存部分を撤去する工事の費用）

(イ) 耐震シェルターの設置に係る工事費

(ウ) 復旧工事費（建築工事に限る）

a 耐震シェルターの設置部分の仕上げ工事経費

b 精密診断に係る調査の際に仕上げ材等をはがし又は空けた穴等の復旧工事費（当該経費を、千葉市耐震診断助成事業に係る診断費として補助金の交付を受けていない場合）

(エ) 廃棄物処理費（廃棄物の運搬費、処分費）

イ 共通仮設費

ウ 諸経費（会社の経費、利益等）

(2) 工事費に該当しない経費

ア 耐震シェルターの設置に伴う復旧に係る仕上げ工事等のうち、仕上げ材等のグレードアップ分に相当する費用

イ 電気・機械設備の更新を伴う場合の製品代（新品、中古は問わない）

ウ 家具又は備品等の移動又は撤去等に要する費用

エ その他、耐震シェルター設置上不必要であると思われるもの

7 軽微な変更（交付要綱第7条）

(1) 軽微な変更は、次の事項に該当するもの以外の変更とし、変更内容については、千葉市耐震シェルター設置費補助事業変更報告書（別記様式第5号）により提出するものとする。

ア 施工者を変更するとき。

イ 補助額が変更になるとき。

(2) 市長は、前項の規定による報告書が提出された場合、必要に応じて、指示書により指示するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月17日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。